

平成27年4月 子ども・子育て支援新制度がスタート！ 幼稚園や保育園(所)の 利用者負担額が変わります

平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、改定される城里町の幼稚園、保育園等の利用者負担額（保育料）を以下で検討しています。

なお、保育料につきましては、3月定例会議決後に正式決定となります。

※青字で下段に示した金額は、国基準の保育料です。

◆1号認定 利用者負担額(案) 【幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)】

階層区分		保育料(月額)
1	生活保護世帯	0円 0円
2	町民税非課税世帯	3,000円 3,000円
3	町民税所得割課税額 77,100円以下	9,000円 16,100円
4	町民税所得割課税額 211,200円以下	13,000円 20,500円
5	町民税所得割課税額 211,201円以上	15,000円 25,700円

<新制度における変更点>

1号認定

- 給食費や雑費等は含みません
- 小学3年生までに兄、姉がいる場合
2人目→半額 3人目以降→無料

1～3号認定

- 町民税の年度切り替えにあわせて年1回保育料を見直します
 - ・平成27年4月～8月分
→平成26年度の町民税で算定
 - ・平成27年9月～平成28年3月分
→平成27年度の町民税で算定

◆2号・3号認定 利用者負担額(案)【保育園または保育所、認定こども園(保育園部分)】

階層区分	3歳以上(2号認定)		3歳未満(3号認定)		
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯	0円 0円	0円 0円	0円 0円	
2	市町村民税非課税世帯	2,400円 6,000円	2,300円 6,000円	4,000円 9,000円	3,900円 9,000円
	母子家庭等	0円	0円	0円	0円
3	所得割課税額 48,600円未満	7,000円 16,500円	6,800円 16,300円	10,000円 19,500円	9,800円 19,300円
4	所得割課税額 97,000円未満	16,000円 27,000円	15,700円 26,600円	19,000円 30,000円	18,600円 29,600円
5	所得割課税額 169,000円未満	22,000円 41,500円	21,500円 40,900円	25,000円 44,500円	24,400円 43,900円
6	所得割課税額 301,000円未満	28,000円 58,000円	27,500円 57,100円	37,000円 61,000円	36,200円 60,100円
7	所得割課税額 397,000円未満	30,000円 77,000円	29,500円 75,800円	41,000円 80,000円	40,100円 78,800円
8	所得割課税額 397,000円以上	33,000円 101,000円	32,500円 99,400円	46,000円 104,000円	45,000円 102,400円

<保育時間>

保護者の就労時間等により「保育標準時間(11時間)」と「保育短時間(8時間)」に区分されます。

また、時間帯は保育園(所)により異なります。

種別	施設名称	保育短時間	保育標準時間
私立	みどり保育園	8:30～16:30	7:00～18:00
	常北保育園	8:30～16:30	7:00～18:00
	靖光保育園	8:30～16:30	7:30～18:30
	たんぼぼ保育園	8:30～16:30	7:00～18:00
公立	ななかい保育所	9:00～17:00	7:00～18:00

<延長保育料金>

左記の時間を超えて保育を希望する場合には以下の延長料金がかかります。

- 月曜日～金曜日
30分ごとに100円
- 土曜日
30分ごとに200円

問合せ 幼稚園に関すること 教育委員会事務局 ☎029-288-7010(直通)
保育園等に関すること 健康福祉課 ☎029-353-7265(直通)